

<一般委託>

横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という)に基づき、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を住民に分かりやすく提供することを目的とし、地域防災力の向上を図るための、横須賀市土砂災害ハザードマップを作成することを目的とする。
2	履行期間	契約の日から令和2年 11月 30日
3	施行場所	横須賀市市民部危機管理課
4	業務内容	別紙「横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	別紙「横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
7	資格要件	別紙「横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市市民部危機管理課 高橋 (ダイヤルイン:046-822-9708)

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</p> <p>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------------------------	--

横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託特記仕様書

第1条 目的

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を住民に分かりやすく提供することを目的とし、地域防災力の向上を図るための、横須賀市土砂災害ハザードマップを作成することを目的とする。

第2条 業務委託名

横須賀市土砂災害ハザードマップ作成業務委託（以下「本業務」という）

第3条 準拠する法令等

本業務を受託した者は、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 土砂災害防止法、同法施行令及び施行規則
- (3) 砂防法、地滑り等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）、同法施行令及び施行規則
- (4) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）
- (5) 神奈川県土砂災害警戒区域等区域マップ
- (6) 神奈川県地域防災計画
- (7) 横須賀市地域防災計画
- (8) 測量法、同法施行令
- (9) その他関係法令（土砂災害警戒避難ガイドライン）等

第4条 提出書類、作業種別等

受託者は、本業務の実施に先立ち、予め次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務は公共測量に準じ地図調製（空間情報処理）の手法により、主任技術者及び作業班長は測量士を配置（技術者には測量士補、地理空間情報専門技術者 GIS2 級以上及び防災調査を配置）し着手時に書類を提出することとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者、作業班長届、技術資格証（写）
- (3) 工程表
- (4) その他、発注者が必要とする書類

第5条 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約の締結日から令和2年11月30日までとする。

第6条 検査・完了

受託者は、本業務の完了後、次の書類を提出し、発注者の完了検査を受け、発注者が修正を必要と認めたときは速やかに修正を行わなければならない。また、これにかかる費用は受託者の負担とする。

- (1) 完了届
- (2) 成果品
- (3) その他発注者が必要と認める書類

第7条 貸与物

- (1) 横須賀市 1/2,500 都市基本計画図データ (DM データ)
- (2) 神奈川県土砂災害指定区域データ (shape データ) 及び付帯資料
- (3) 横須賀市地域防災計画
- (4) その他必要とされる資料

第8条 業務内容

本業務は、これまでに特別警戒区域の指定を受けた衣笠行政センター区域、西行政センター区域について土砂災害ハザードマップ、防災啓発情報及び防災マップ作成するものである。業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備・資料収集・整理等

業務に先立ち、本業務が円滑に実施できるよう十分な計画準備を行い、土砂災害ハザードマップ及び防災啓発情報を作成する上で必要な資料を収集・整理し、技術的方針を十分検討するとともに、業務体制及び作業工程等、業務全般の実施計画書を作成する。

(2) 土砂災害ハザードマップの検討

神奈川県が作成した土砂災害警戒区域等区域マップ及び基礎調査資料の内容を把握し且つ横須賀市の地域特性を踏まえ、風水害時避難所等の記載事項等について検討・確認を行い、土砂災害ハザードマップに記載する地図のレイアウト、縮尺等を決定する。

上記の検討に際しては、必要に応じて現地確認等を実施する。

(3) 防災啓発情報の検討

円滑な警戒避難を確保する上で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における土砂災害に関する情報等を住民にわかりやすく提供するため、次について検討する。

土砂災害ハザードマップの概要、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(土砂災害警戒区域等、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難の

知識（避難準備・勧告・指示等）、土砂災害危険区域・避難時危険箇所、土砂災害警戒情報・警戒避難基準雨量（降雨指標値）、土砂災害の特徴・前兆現象、日ごろの心得等

（４）防災マップの検討

土砂災害以外の災害にも対応した避難所や減災行動等の記載事項等について検討・確認を行い、防災マップに記載する地図のレイアウト、縮尺等を決定する。

上記の検討に際しては、必要に応じて現地確認等を実施する。

（５）土砂災害ハザードマップ、防災啓発情報、防災マップの作成

以下の土砂災害ハザードマップ、防災啓発情報を作成する。

① 土砂災害ハザードマップの作成

（ア）基図（地形図）

a. 横須賀市都市計画基本図（1/2,500DM データ）をもとに、地図情報システム（GIS）等によるコンピューター処理により座標展開（平面直角座標 9 系）し、作成対象地区及び全市の図形を地図調製作業（空間情報処理）の手法により基図を作成する。

b. 緯度・経度線を表示する。

（イ）記載項目（ハザードマップ地図情報）

a. 基図上に、次の記載事項等をピクトグラムや記号、色分け等で分かりやすく表示する。

b. 神奈川県が作成した土砂災害警戒区域等区域指定データ（GIS データ）をもとに、データ変換等を行い、基図との整合性、精度を十分に考慮しながら各種図式設定を行い点、線、面情報を組み合わせてハザードマップを作成する。ハザードマップには、次の事項を記載すること。

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）急傾斜地・土石流・地すべり
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）急傾斜地・土石流・地すべり
- ・風水害時避難所
- ・その他協議の上決定した事項

c. 家屋、道路等、避難に必要な情報が明確に判別できるように工夫する。

d. 視覚的に色覚弱者に配慮（カラーバリアフリー）した配色とする。色弱タイプ（3タイプ P,D,T 型）に適合するよう、配色と意匠に留意する。

e. 余白部には、イラスト、テキスト、図表、地図の開設等を用いて、タイトル、方位凡例、位置図、縮尺等を挿入する。

f. 作成区域（行政センター単位の地区割）の単位

g. 次の 3 地区について地区割りを行い、正縮尺 S=1 : 11,000 として分割し、A1 判表に 1 地区ずつを配置し、作成する。（別紙 1， 2 参照）

（a）追浜・田浦行政センター版

（b）衣笠行政センター版

- (c) 久里浜行政センター版
- (d) 西行政センター①版
- (e) 西行政センター②版

② 防災啓発情報の作成

次の内容などについて、市と協議の上、タイトル、イラスト、テキスト、図表などを用いて分かりやすく編集し掲載する。なお、地区に拠らず内容は共通版とするが、タイトル部はそれぞれの地区名が分かるようにする。

- (ア) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土砂災害警戒区域等、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）
- (イ) 土砂災害に関する情報の伝達方法
- (ウ) 避難の際の知識（避難準備・避難勧告・避難指示等）
- (エ) 土砂災害危険区域、避難時危険個所とは
- (オ) 土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- (カ) 土砂災害の特徴、前兆現象
- (キ) 日ごろの心得等
- (ク) その他市と協議した結果による

③ 防災マップの作成

(ア) 基図（地形図）

- a. 横須賀市都市計画基本図（1/2,500DM データ）をもとに、地図情報システム（GIS）等によるコンピューター処理により座標展開（平面直角座標 9 系）し、作成対象地区及び全市の図形を地図調製作業（空間情報処理）の手法により基図を作成する。
- b. 緯度・経度線を表示する。

(イ) 記載項目

- ・広域避難地
 - ・震災時避難所
 - ・災害医療活動拠点（災害拠点病院、応急二次病院、地域医療救護所）
 - ・市役所、行政センター、コミュニティセンター、その他公共施設
 - ・消防署、消防分署、出張所
 - ・警察署
 - ・減災行動一般（備蓄品、自宅の安全対策、家族防災会議、震災時の避難体系）
 - ・その他協議の上決定した事項
- a. 家屋、道路等、避難に必要な情報が明確に判別できるように工夫する。
 - b. 視覚的に色覚弱者に配慮（カラーバリアフリー）した配色とする。色弱タイプ（3タイプ P,D,T 型）に適合するよう、配色と意匠に留意する。
 - c. 余白部には、イラスト、テキスト、図表、地図の開設等を用いて、タイトル、方位凡例、位置図、縮尺等を挿入する。

- d. 作成区域（行政センター単位の地区割）の単位 *ハザードマップと同じ区域
- e. 土砂災害ハザードマップ A1 判裏に配置し、作成する。（別紙 2 参照）

④ 地図製版・印刷

次の内容で地図製版、印刷、加工を行う。

(ア) 規格

JIS A1 判

(イ) 地図製版及び印刷方式並びに部数

オフセット地図多色刷印刷（5 色/5 色両面印刷）3 地区（表面 ハザードマップ・裏面
防災マップ 計 3 種類）：各 5,000 部、合計 25,000 部

- a. 追浜・田浦行政センター版 5,000部
- b. 衣笠行政センター版 5,000 部
- c. 久里浜行政センター版 5,000部
- d. 西行政センター①版 5,000 部
- e. 西行政センター②版 5,000 部

(ウ) 色数

10 色刷【5 色（ネズミ,C,M,Y,K）/5 色（ネズミ,C,M,Y,K）】

(エ) 紙質

マットコート紙 57.5kg

(オ) 製本

教本折、蛇腹 3 山、二つ折（A4 判仕上がり）

(カ) 梱包

100 部梱包／袋

(キ) 仕分け

40 仕分け程度

(ク) 全市版インクジェット出力

A0 判 20 部

(ケ) 校正

3 回程度（デジタルカラー校正出力、各校正につき 3 部提出）

(6) 電子媒体の作成

ホームページ掲載用データについて、土砂災害ハザードマップ面及び防災啓発情報面について PDF 形式又は JPEG 形式のデータに変換を行う。

(7) 打合せ等

業務着手時、中間打ち合わせ、業務完了時及び校正打ち合わせについて 6 回程度行う。

(8) 報告書の作成

業務内容に関する報告書を作成する。

第9条 成果品

(1) 土砂災害（地区別）ハザードマップ 合計 25,000 部

- a. 追浜・田浦行政センター版 5,000部
- b. 衣笠行政センター版 5,000 部
- c. 久里浜行政センター版 5,000部
- d. 西行政センター①版 5,000 部
- e. 西行政センター②版 5,000 部

(2) ホームページ用データ CD-R 1式

(3) 業務報告書 1式

第10条 成果品の納入場所

横須賀市役所本庁舎危機管理課の指定する場所

第11条 その他

(1) 本業務の遂行において、市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市職員と協議する。なお、貸与された資料は本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後速やかに返却すること。

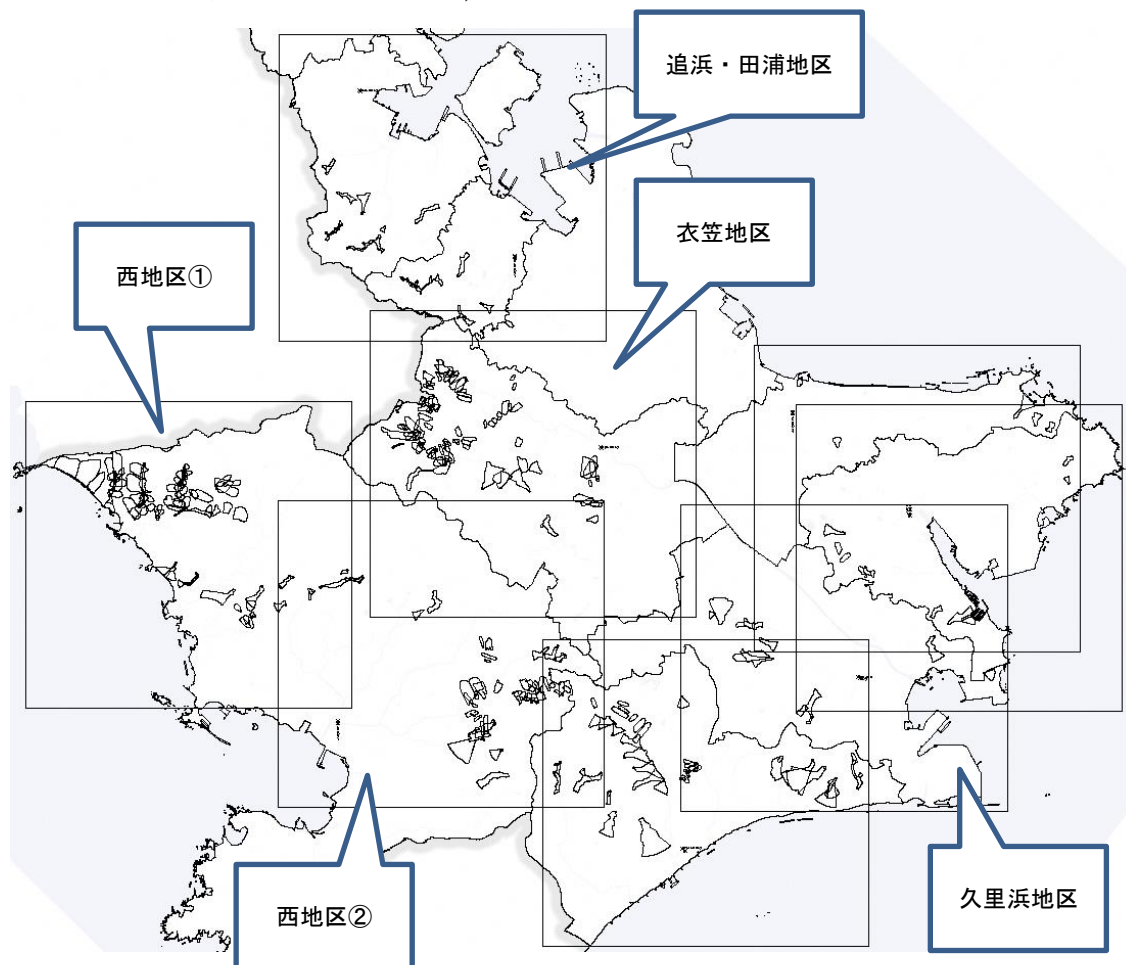
(2) 本業務に係る成果品の著作権等の権利は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。

(3) 受託者は、その不備が確認できた場合は成果品提出後であっても速やかに、受託者の費用をもって加筆又は修正するものとする。

(4) 受託者は業務上知り得た個人情報等の秘密を、他者に漏らしてはならない。

(5) 本仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者との協議の上、決定するものとする。

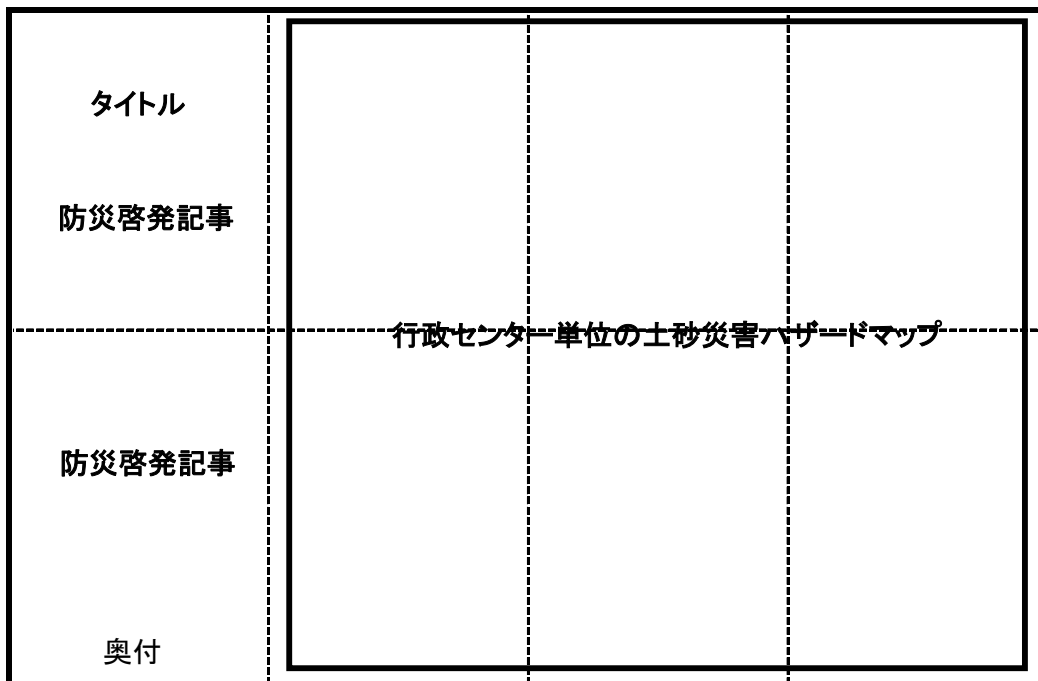
別紙1 分割単位イメージ (S=1:11,000 程度)



1. 追浜・田浦行政センター版 5,000部
2. 衣笠行政センター版 5,000部
3. 久里浜行政センター版 5,000部
4. 西行政センター①版 5,000部
5. 西行政センター②版 5,000部

別紙2 レイアウトイメージ

オモテ面



ウラ面

